

福岡市文化・エンターテインメント
施設への事業継続支援金
募集要項

福岡市緊急経済対策実行委員会

令和2年5月1日

目次

1 支援金の趣旨・目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2 支援対象事業	・・・・・・・・・・・・	P 2
3 支援対象経費	・・・・・・・・・・・・	P 2
4 支援対象者	・・・・・・・・・・・・	P 3
5 支援対象期間	・・・・・・・・・・・・	P 3
6 支援事業の流れ	・・・・・・・・・・・・	P 4
7 支給申請	・・・・・・・・・・・・	P 4
(1) 申請受付期間	・・・・・・・・	P 4
(2) 申請書様式の入手方法	・・・・・・・・	P 4
(3) 提出書類	・・・・・・・・	P 4
(4) 申請方法	・・・・・・・・	P 5
(5) 申請にあたっての注意事項	・・・・・・・・	P 5
8 審査	・・・・・・・・	P 6
9 請求	・・・・・・・・	P 6
10 実施報告	・・・・・・・・	P 6
(1) 提出書類	・・・・・・・・	P 6
(2) 実施報告提出期限	・・・・・・・・	P 6
(3) 報告様式の入手方法	・・・・・・・・	P 6
(4) 報告書類提出方法	・・・・・・・・	P 6
11 精算	・・・・・・・・	P 7
12 留意事項	・・・・・・・・	P 7
13 問い合わせ先	・・・・・・・・	P 9

1 支援金の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、文化・エンターテインメント施設は密閉、密集、密接のいわゆる3密の状態になりやすいことから、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に基づく福岡県の休業要請等の対象となり、その結果一切の収益が断たれるなどの甚大な影響を受けています。

本事業は、福岡市文化・エンターテインメント施設への事業継続支援金支給要綱に基づき、アーティスト等の活動の場である文化・エンターテインメント施設における、映像配信等の新たなチャレンジを支援することで、文化・エンターテインメント分野の更なる発展に寄与することを目的とします。

2 支援対象事業

① 内容

福岡市にあるライブハウス、劇場等、貸しスタジオなどの文化・エンターテインメント施設において、無観客で行うアーティストの演奏や演技等を撮影し、その映像またはそれらを編集したものを配信すること。

※ 事業実施にあたっては外出自粛等の状況を勘案しながら、密閉、密集、密接の状態を避け、感染予防対策を講じるなど、感染拡大の防止に十分留意してください。

② 実施期限

令和3年3月31日（水）

③ 実施報告

事業完了後は「10 実施報告」のとおりに、すみやかに報告を行ってください。

3 支援対象経費

支援対象事業の実施にかかる経費のうち、下記のものが対象経費となります。

<対象経費の詳細>

対象経費	具体的な内容	支援率	上限額
物品購入費	カメラ、PC、集音マイク、スイッチャー、モニター、キャプチャーボード、ケーブル類、編集機器等の事業実施に必要な機材・物品購入費	4/5	50万円
通信費	Wi-Fi 環境整備費 等		
消耗品費	ソフトウェア 等		
研修費	編集・配信コンサルティング料 等		

4 支援対象者

福岡県の休業要請又は時間短縮営業の対象となった施設のうち、下記ア～ウの施設を運営する者であって、以下①～⑤の全ての要件を満たす者。

ア ライブハウス（立ち見中心のコンサート会場や飲食を伴いながらロックやジャズなどの演奏等を楽しむ施設）

イ 劇場等（劇場、観覧場、映画館、演芸場）

ウ 貸しスタジオ（密閉、密集、密接の状態が生じる音楽、舞踊、演劇等のスタジオ、練習場）

① 中小企業・小規模事業者（資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの）または特定非営利活動法人であること。

② 福岡市税にかかる徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

③ 申請者（申請者が法人や団体の代表者の場合は、法人や団体の役員を含む）が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30条。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、または同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」）、または暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

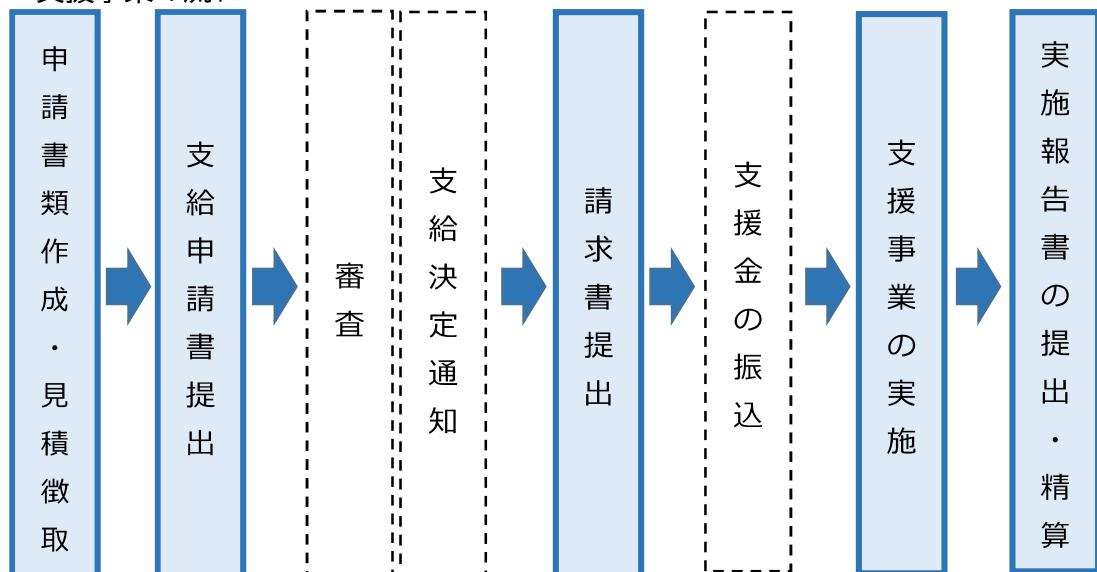
④ 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。

5 支援対象期間

令和2年4月7日（火）～7月31日（金）に支出した、または支出を予定する経費

※ 令和3年3月31日（水）までに事業を完了してください。

6 支援事業の流れ



※ は申請者が行う項目です。

※申請時に既に対象経費を支出している場合は、見積書の代わりに領収書を添付してください。

7 支給申請

(1) 申請受付期間

令和2年5月1日（金）～令和2年6月30日（火）まで

※ 予算の上限に達した時点で受付を終了します。

(2) 申請書様式の入手方法

福岡市のホームページからダウンロードし、ご利用ください。

●福岡市ホームページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/coce.html>

※ ダウンロードができない方は、「13 問い合わせ先」にご連絡ください。

(3) 提出書類

次の書類を全て揃えた上でご提出ください。

- ① 支援金支給申請書（様式第1号）
- ② 訪問記録（別紙）
- ③ 本人確認書類（申請者（代表者）の運転免許証、パスポートなどのコピー）
- ④ 事業計画書（様式第2号）
- ⑤ 対象施設概要書（様式第3号）
- ⑥ 興行等実績報告書（様式第4号）
- ⑦ （法人の場合）資本金または出資金額、および従業員数が分かる書類（法人市民税申告書のコピーや会社案内等）

- ⑧ (法人の場合) 登記事項証明書 (コピー可)
- ⑨ (法人の場合) 役員名簿 (様式第5号)
- ⑩ (個人事業主の場合) 個人事業主であることがわかる書類 (確定申告書のコピー、個人事業の開業等届出書のコピー、個人事業税の納税証明書等)
- ⑪ 申請者が施設の運営者であることがわかる書類 (賃貸借契約書、建物の登記事項証明書のコピー等)
- ⑫ 見積書等経費の内訳がわかる書類のコピー
- ⑬ 提出にあたってのチェックリスト

(4) 申請方法

電子メールまたは郵送にて提出ください。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、持参での受け付けはいたしません。

① 電子メールによる提出

提出先 : bunka.entame_sien@city.fukuoka.lg.jp

※ 6月30日(火) 17時までに送信を完了してください。

※ メールのタイトルは「文化・エンターテインメント施設への支援金の申請」と記載ください。

※ メールの受信容量の上限は20MBになります。20MBを超える場合は、複数に分けてメールを送付ください。

※ 受信できる添付ファイルは10個までです。11個以上の添付ファイルを送付する場合は、複数通に分けてメールを送付ください。

※ 申請メールを受信したときは、翌営業日までに申請を受領した旨をメールにてご連絡します。確認メールが届かない場合は、恐れ入りますがご連絡をお願いします。

② 郵送による提出

提出先 : 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市経済観光文化局国際経済・コンテンツ部コンテンツ振興課

※ 6月30日(火) 消印有効。

※ 封筒の裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※ 受領の連絡はいたしません。必ず簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

(5) 申請にあたっての注意事項

- ① 提出にあたっては、必ず別紙「提出にあたってのチェックリスト」にて不備や不足資料がないか確認し、添付をお願いします。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じて申請書類の控えを保存してください。

- ③ 申請者は、施設を運営する者に限ります（賃貸施設の場合は賃貸借契約書の
賃借人、所有施設の場合は不動産登記簿謄本に記載の所有者）

8 審査

申請書類を受領した後、支援金の支給が適切な事業であるか（「2 支援対象事業」
及び「3 支援対象経費」に該当するか）、事務局で審査を行います。審査にあたっては、専門家に申請書類の確認を依頼する場合があります。

9 請求

事務局で申請書類の審査を行った後、支援金（概算額）の支給が適切と認められた場合、支援金支給決定通知書（様式第6号）を送付いたします。通知書を受領後、通知書に記載の期日までに支援金請求書兼口座振込依頼書（様式第8号）と振込先口座の通帳の写し（銀行名、支店名、口座名義、口座番号がわかる箇所）を提出してください。

※ 支援金の振り込みは支援金請求書兼口座振込依頼書が提出された後になります。

支援金支給決定通知書が届きましたら、すみやかに支援金請求書兼口座振込依頼書の提出をお願いします。

※ 支援金支給決定通知書（様式第6号）は電子メールで送付します。

10 実施報告

事業完了後、すみやかに以下の書類を提出してください。

（1）提出書類

- ① 事業実施報告書（様式第11号）
- ② 領収書（写し）
- ③ 事業実施の概要がわかる資料（事業の実施状況を撮影した写真等）

（2）実施報告提出期限

令和3年3月31日（水）

（3）報告様式の入手方法

福岡市のホームページからダウンロードし、ご利用ください。

●福岡市ホームページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/coce.html>

※ ダウンロードできない場合は、支給決定通知に添付する様式を利用ください。

（4）報告書類提出方法

電子メールまたは郵送にて提出ください。

① 電子メールによる提出

提出先：bunka.entame_sien@city.fukuoka.lg.jp

- ※ 3月31日（水）17時までに送信を完了してください。
- ※ メールのタイトルは「文化・エンターテインメント施設への支援金の報告」と記載してください。
- ※ メールの受信容量の上限は20MBになります。20MBを超える場合は、複数通に分けてメールを送付してください。
- ※ 受信できる添付ファイルは10個までです。11個以上の添付ファイルを送付する場合は、複数通に分けてメールを送付ください。
- ※ 報告メールを受信したときは、翌営業日までに申請を受領した旨をメールにてご連絡します。確認メールが届かない場合は、恐れ入りますがご連絡をお願いします。

② 郵送による提出

- 提出先：〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
福岡市経済観光文化局国際経済・コンテンツ部コンテンツ振興課
- ※ 3月31日（水）消印有効。
 - ※ 封筒の裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
 - ※ 受領の連絡はいたしません。必ず簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

11 精算

事業報告の内容を事務局で確認の上、支援金の額を確定し、事業確定通知書（様式第12号）を送付いたします。

① 事務局への返還が生じた場合

実施報告の結果、確定通知書の確定額が支給決定額（概算額）を下回った場合、差額を返還していただきます。事務局から送付される納付書にて指定の期日までに返還をお願いします。

② 事務局からの追加支給が生じた場合

実施報告の結果、確定通知書の確定額が支給決定額（概算額）を上回った場合、差額を追加で支給します。確定通知書が届きましたら、すみやかに追加支援金請求書兼口座振込依頼書（様式第13号）を提出ください。

※ 事業確定通知書（様式第12号）は電子メールで送付します。

12 留意事項

- ① 審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、現地確認を行う場合があります。
- ② 審査の結果、支給決定をしないことや支給申請額から減額して支給決定することがあります。

- ③ 申請や報告書類に虚偽の内容があった場合は、支援金の返還を求める場合があります。
- ④ 1施設につき、申請できるのは1回限りです。
- ※ 施設を複数の個人や法人で運営している場合は、共同運営者間で協議のうえ代表申請者を決定し、申請を行ってください。
- ⑤ 本事業申請後、事業計画に変更が生じた場合や、事業を中止する場合は、事業計画変更申請書（様式第9号）を提出してください（支出する内容に変更がなく、金額のみ変更となった場合は提出不要です）。
- ※ 計画変更に伴い追加で支援金の支給が必要となったときであっても、その時点で予算の上限に達していた場合は、支給ができない場合があります。
- ⑥ 本事業を申請した施設については、映像配信等を実施できる施設として、市ホームページ等で公表する予定です。
- ⑦ 申請者は、本事業によって取得した財産を、実行委員会の承認なしに処分することはできません。処分しようとする場合は、取得財産の処分申請書（様式第16号）を提出してください（当財産の耐用年数を勘案し、相当の期間を経過した場合を除く）。
- ⑧ 申請者が以下に該当する場合は、支援金の支給決定の全部または一部を取り消すとともに、支援金の返還を求める場合があります。
- ア 支援対象の施設が支援事業完了前に市外に移転したとき。
- イ 支援対象の施設が支援金支給前に閉鎖したとき。
- ウ 令和3年3月31日までに事業を実施する見込みがなくなったとき。
- エ 他の機関から同種の支給を受けていたとき（他の機関が実施する同種の支給を受けていた場合、対象経費からその金額を差し引いた額が支援対象経費となります）。
- オ 申請者が支援対象者に該当しないことがわかったとき。
- カ 申請者が同一施設において複数回、支援金の支給を受けていたことがわかったとき。
- キ 本事業によって取得した財産を、実行委員会の承認なしに処分したとき（当財産の耐用年数を勘案し、相当の期間を経過した場合を除く）。
- ク 支援事業が以下の内容に該当したとき。
- A 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。
- B 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- C 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- ケ 偽りその他不正な手段によって支援金の支給決定を受けたとき。
- コ 公序良俗に反する行為があると認められるとき。

- サ 日本の法令に違反したとき。
 - シ その他、支援金の支給が不適当と事務局が判断したとき。
- ⑨ 申請者から事務局へ送金を行う際の振込手数料は、申請者が負担してください。
- ⑩ 返還金が発生した際に、事務局が定める期日までに納入を行わない場合は、延滞金を徴収する場合があります。
- ⑪ 事務局からの連絡は、原則、電子メールにて行います。
- ⑫ 本支援金にかかる所得税や法人税等については、適正に申告してください。

13 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市経済観光文化局国際経済・コンテンツ部コンテンツ振興課

メール : bunka_entame_sien@city.fukuoka.lg.jp

電話 : 080-6449-6441, 080-6449-6442

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁でのお問い合わせは受け付けません。電話またはメールでお問い合わせください。

※ 電話による問合せは平日 10 時～17 時に限ります。